

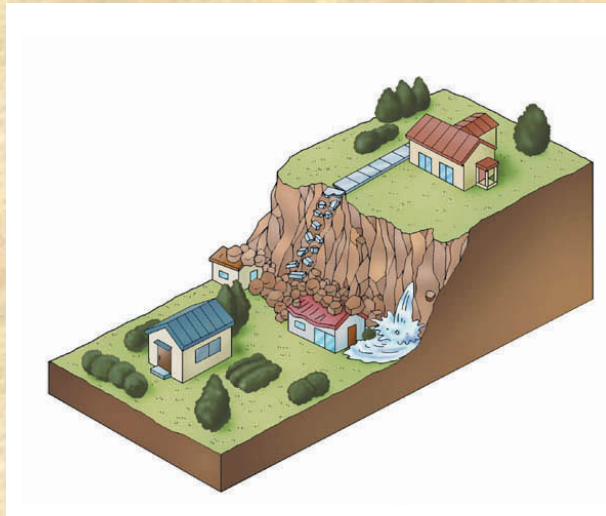
# 土砂災害防止法の取り組み状況について

～ 土砂災害警戒区域等における  
土砂災害防止対策の推進に関する法律 ～

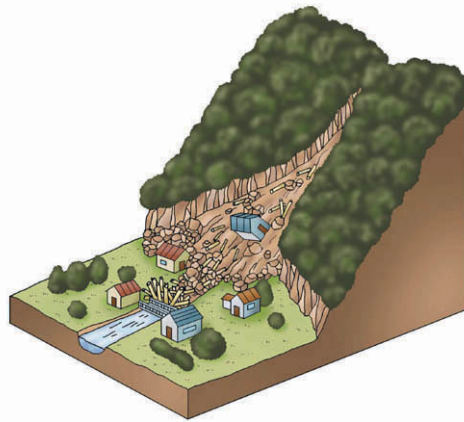
埼玉県県土整備部 河川砂防課

# 土砂災害とは？

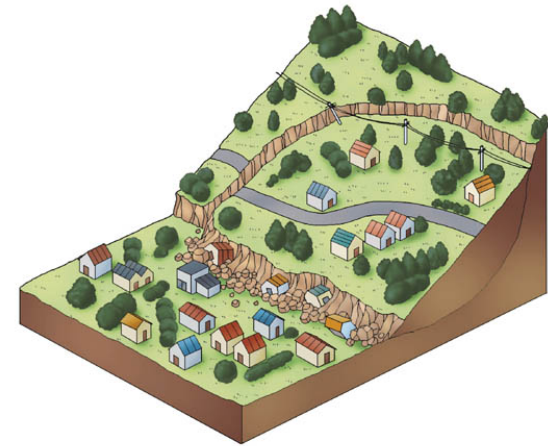
- 「急傾斜地の崩壊」
- 「土石流」
- 「地滑り」 を総称して「土砂災害」と呼びます。



急傾斜地の崩壊



土石流



地滑り

# 法施行のきっかけとなった災害

- 平成11年6月 広島災害（豪雨による災害）  
（最大時間雨量81mm、死者24名）



## <災害発生件数>

急傾斜地の崩壊: 186箇所

土石流等の発生: 139溪流

## <被害の特徴>

○山裾に広がる新興住宅地  
に大きな被害が生じた

○死者に占める災害弱者の  
割合が6割であった

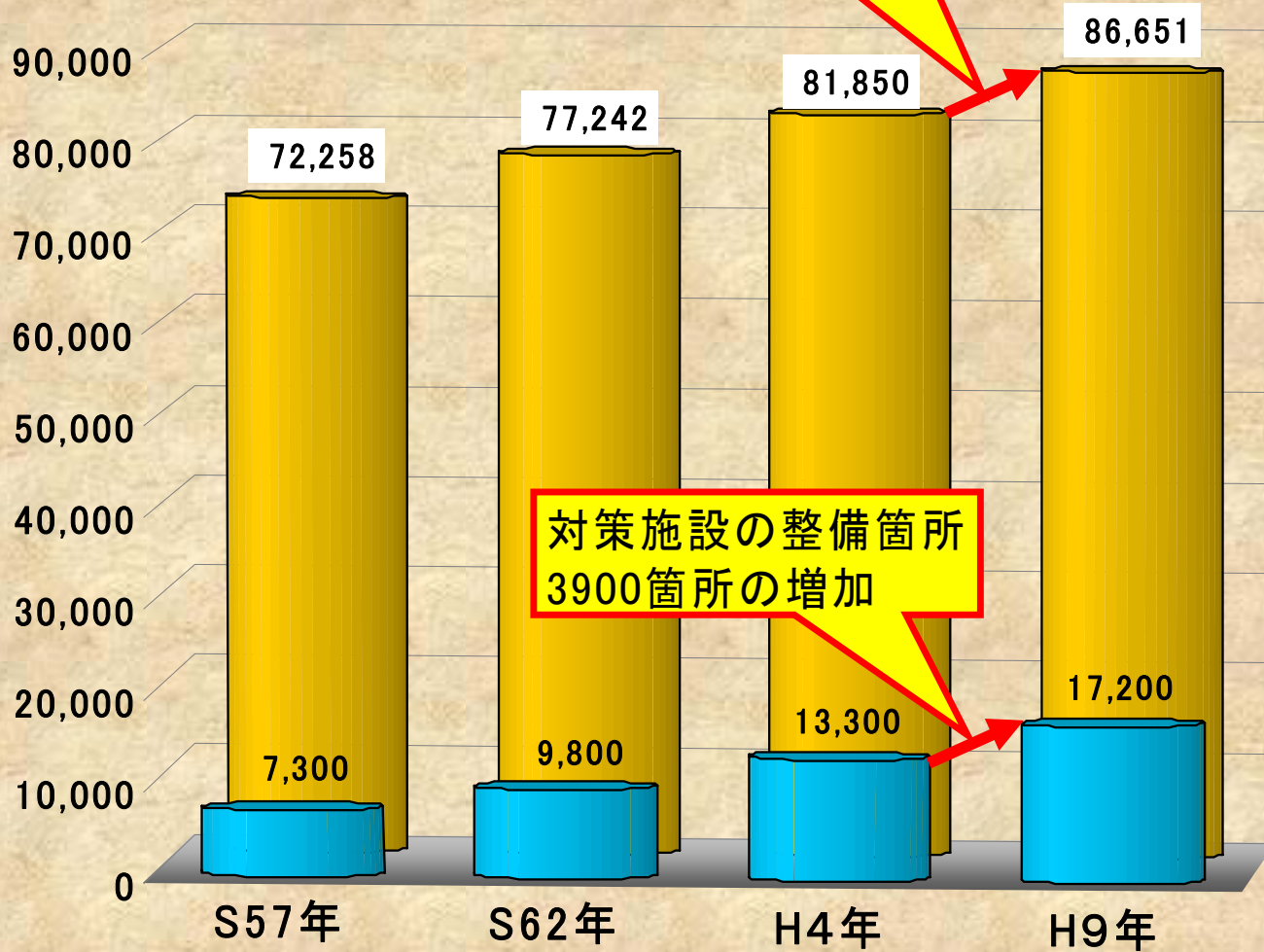
広島市 大毛寺川左支川

土石流氾濫状況写真

# 法律制定の背景

- 土砂災害の年平均発生件数は約1,000件(全国)
- 宅地開発等によって危険箇所は年々増加
- 対策施設の整備がこの増加に追いつかない。

(箇所数)



急傾斜地崩壊危険箇所  
約4800箇所の増加

■ 整備済箇所  
■ 急傾斜地崩壊危険箇所

対策施設の整備箇所  
3900箇所の増加

整備済箇所

# 土砂災害防止法の目的

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、

- ①土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにする。
- ②当該区域における警戒避難体制の整備を図る。
- ③一定の開発行為を制限する。
- ④建築物の構造規制をする。

# 土砂災害防止法の枠組み

- 土砂災害防止対策基本指針の作成  
(国土交通大臣)



- 基礎調査の実施 (都道府県知事)



- 土砂災害警戒区域等の指定  
(都道府県知事)



# 土砂災害防止法による区域の指定

## 土砂災害警戒区域の指定(都道府県知事)

(土砂災害のおそれがある区域)……(通称:イエローゾーン)

### ●警戒避難体制の整備(市町村長の義務)

## 土砂災害特別警戒区域の指定(都道府県知事)

(建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域)

……(通称:レッドゾーン)

●特定開発行為の制限 →(主に開発会社)

●建築物の構造制限 →(個人の住宅)

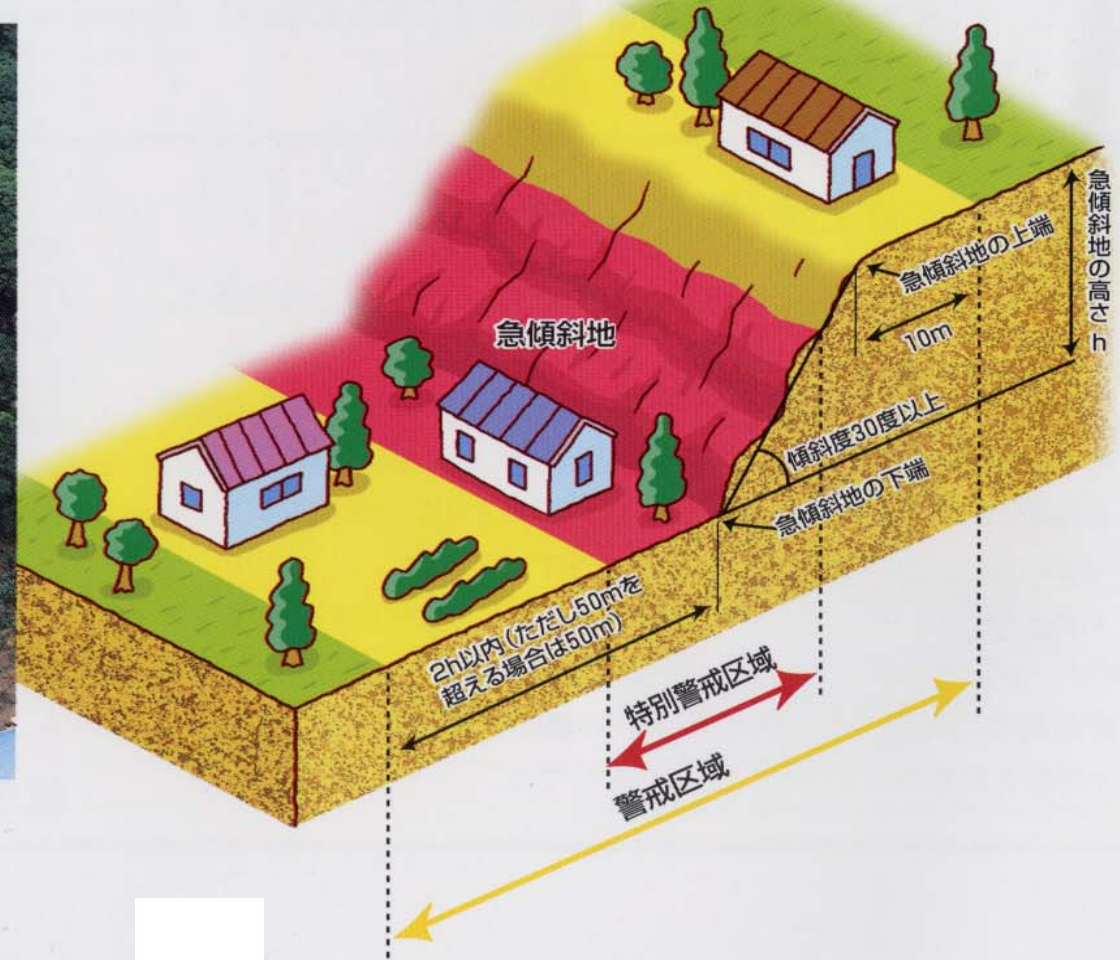
●移転勧告、移転支援



# 区域指定のイメージ (1)

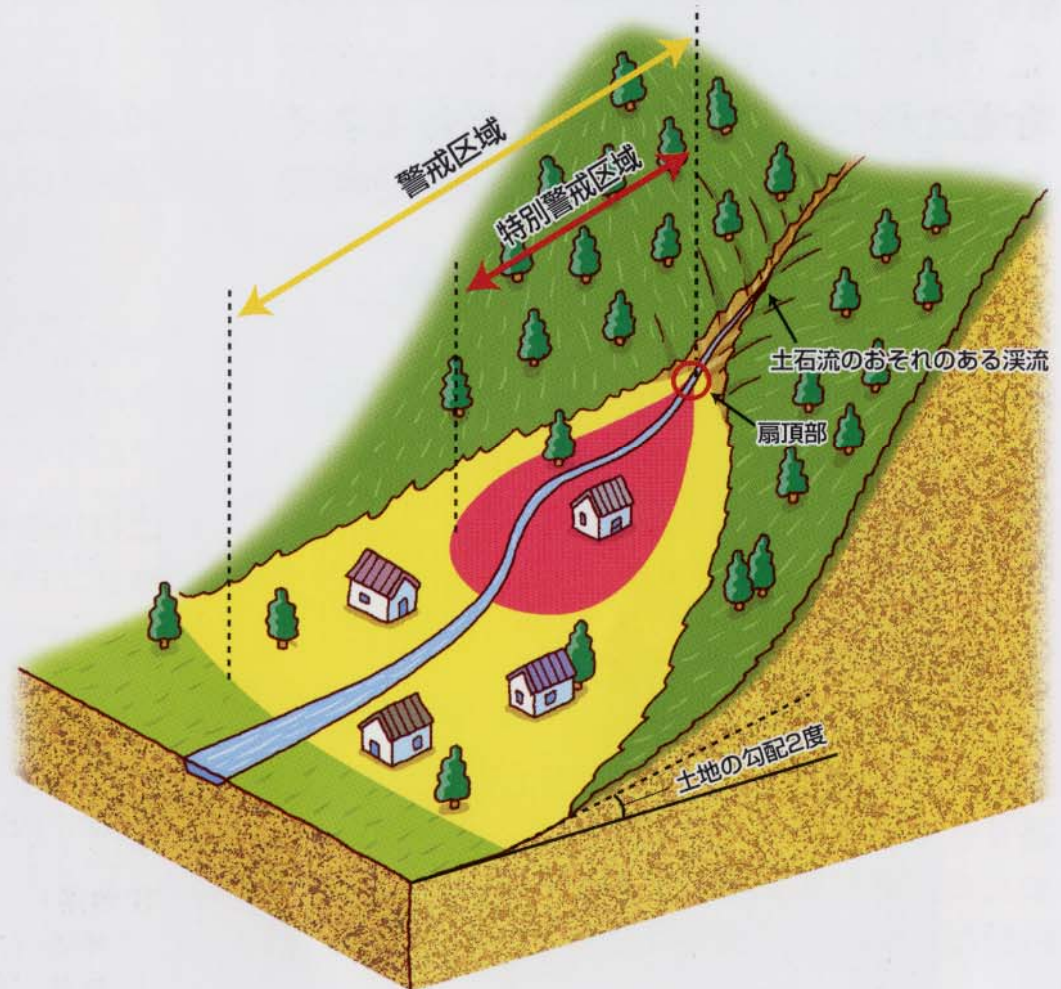
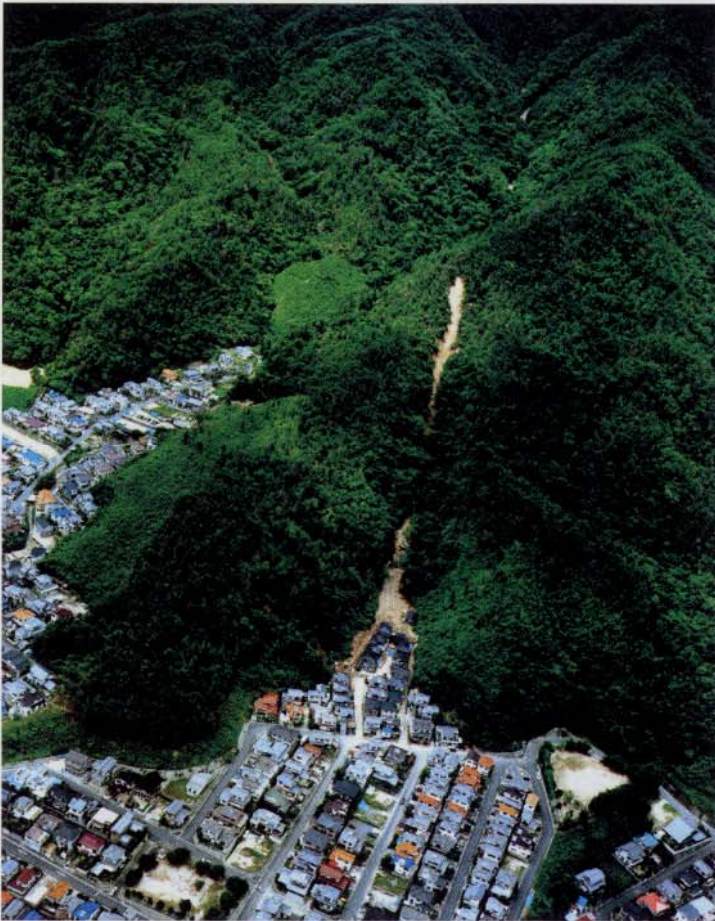
## ■急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



# 区域指定のイメージ（2）

■土石流 ※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



# 区域指定のイメージ (3)

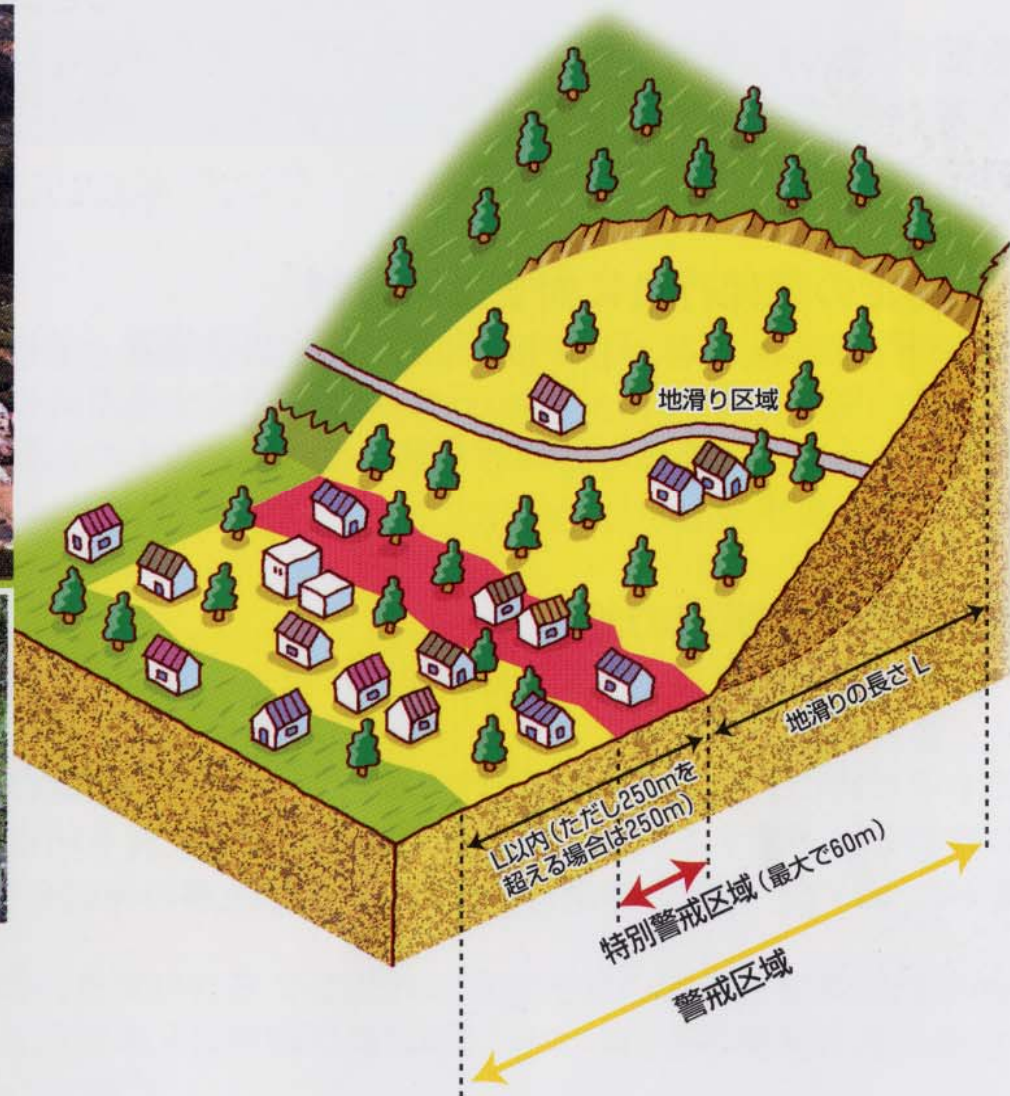
■地滑り ※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



頭部滑落崖

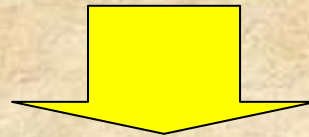


末端部隆起



# 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン） における警戒避難体制の整備

- 市町村地域防災計画に、当該警戒区域ごとの警戒避難体制に関する事項について定めなければならない。
- 円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるよう努めるものとする。



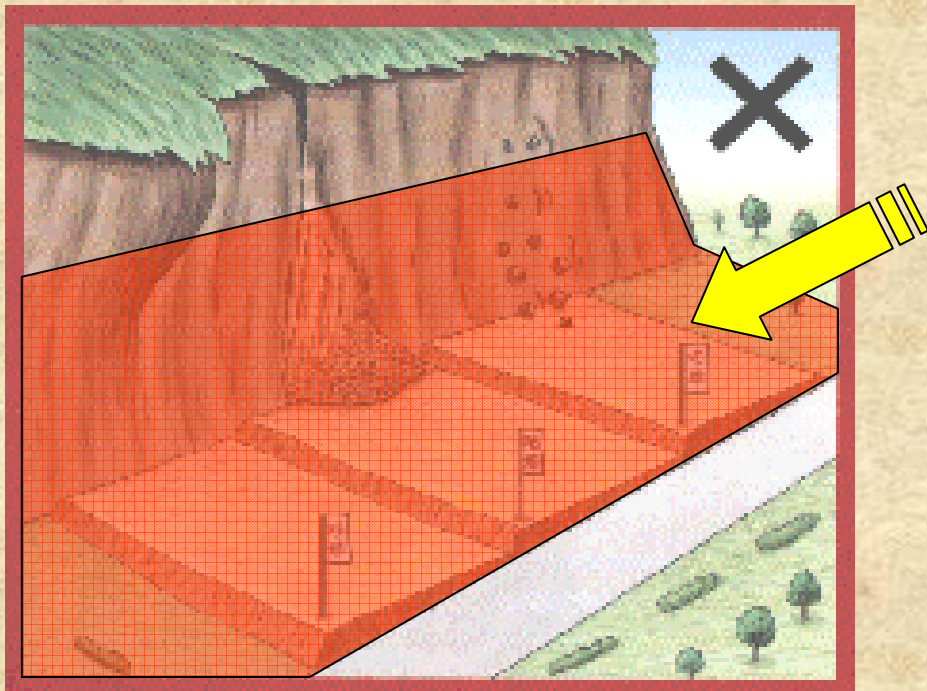
市町村の義務

## 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン） に講じられる施策

- 特定開発行為の制限 →（主に開発会社）
- 建築物の構造制限 →（個人の住宅）
- 移転勧告、移転支援

# 特定開発行為の制限について

他人のための住宅並びに災害弱者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設となるべき建築物を建築するために行う開発行為には知事の許可が必要。

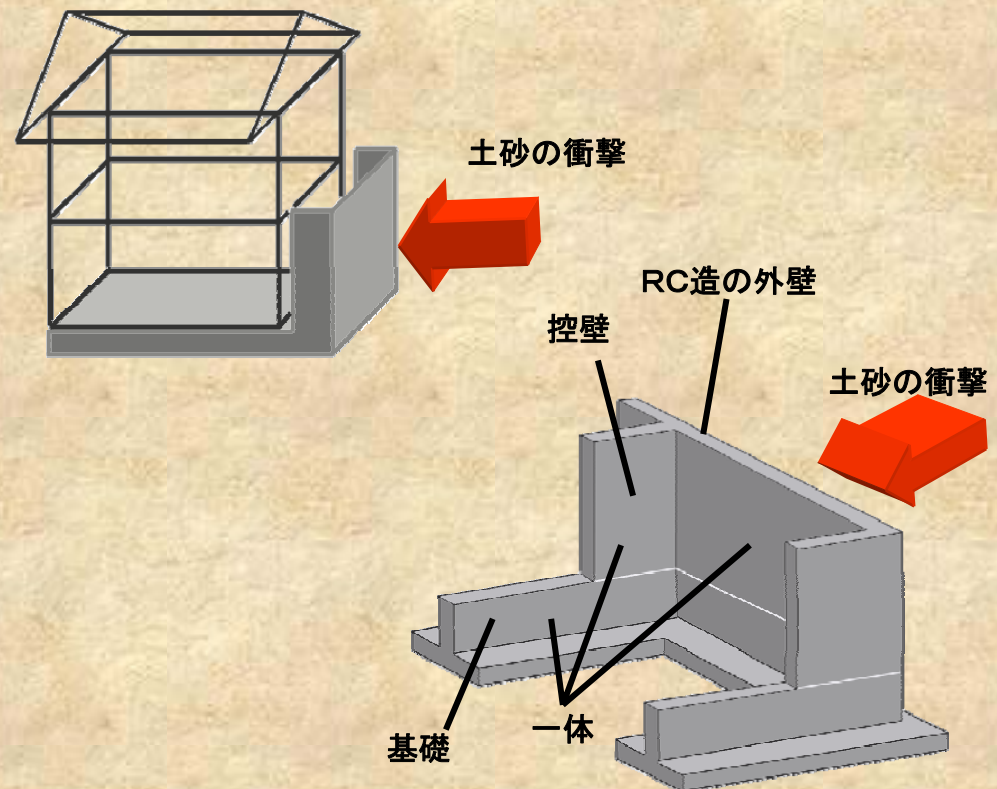
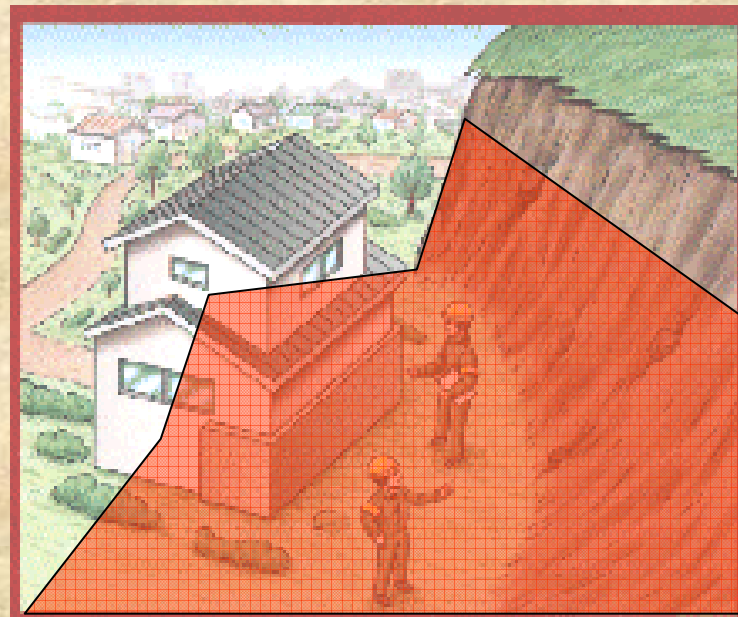


危険箇所への開発を防止するために、開発行為(盛土・切土等)を許可制にする。  
→ (開発会社等への規制)

※個人の住宅には  
「建築物の構造規制」  
で対応する。

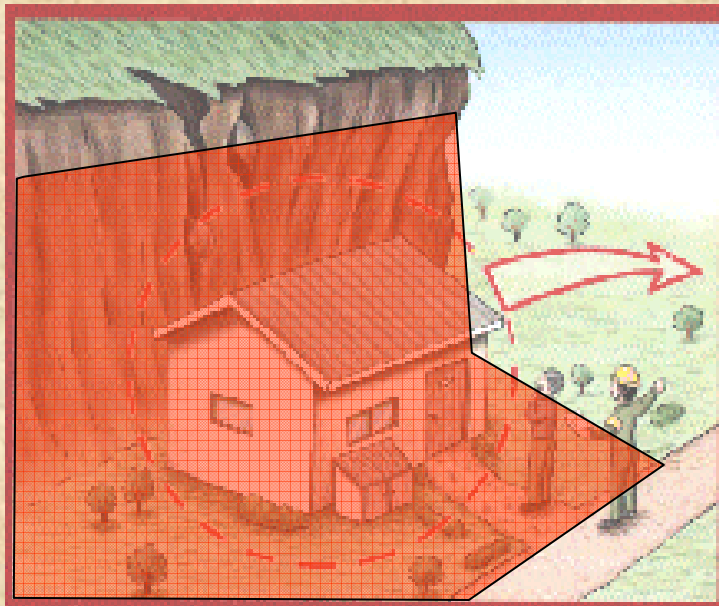
# 建築物の構造規制について

居室を有する建築物は建築許可が必要である。また、作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造が安全なものでなければならない。



# 移転勧告について

土砂災害が発生した場合にその居住者、利用者等の生命に著しい危険が生じると認められる建築物について、所有者及び管理者等に対し、当該建築物の移転等の勧告ができる。



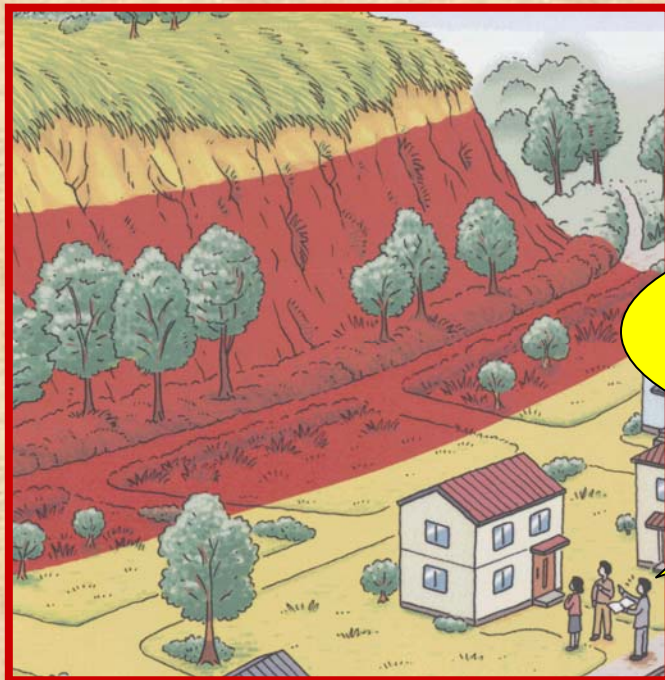
## ＜移転支援＞

- ・ 住宅金融公庫の融資
- ・ がけ地近接等危険住宅移転事業による補助
- ・ 日本政策投資銀行の融資



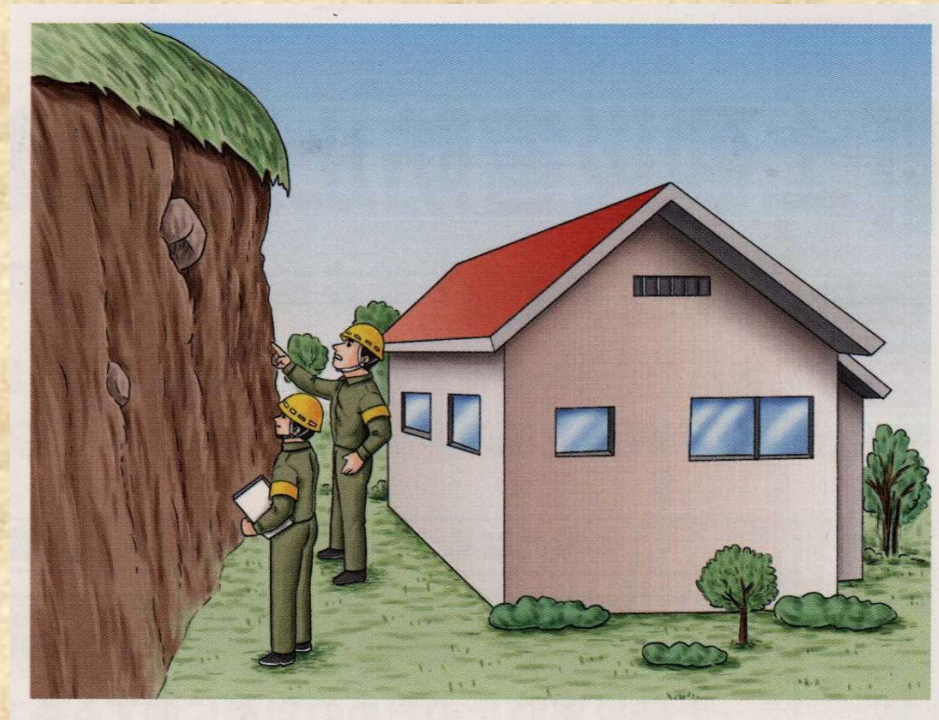
# 宅地建物取引業法における 重要事項説明について

土砂災害特別警戒区域内の特定開発行為において、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結はできない。また、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり特定の開発行為の許可、土砂災害警戒区域等について重要事項説明を行うことが義務づけられている。



この土地は急傾斜地の崩壊の危険性があるため、土砂災害警戒区域に指定されています。

# 基礎調査の実施



都道府県により、斜面や溪流及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれがある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査いたします。

# 現地調査（急傾斜地）



急傾斜地の下端付近を中心に、地形や対策施設等について簡単な計測・調査を行います。

# 現地調査（土石流）

溪流沿いの地域の地形、土石流の流下方向や対策施設等について簡単な計測・調査を行います。



# 土砂災害防止法全体スケジュール

平成13年度      平成14年度      平成15年度      平成16年度      平成17年度以降

基盤図データ整理  
区域設定手法  
区域設定

